

⑧≪雇用≫国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	つくば市 株式会社オリイ研究所	分身ロボットの活用による障害者雇用カウント数の特例	分身ロボットを複数人の障害者が交代で操作して一つの業務を遂行することにより、週所定労働時間20時間勤務することが困難な障害者の雇用機会の拡大を図る。	障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)では、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があるが、週所定労働時間20時間未満で雇用される障害者は、障害者雇用のカウント対象にならない。	障害者の雇用の促進に関する法律第38条、第43条等	精神障害者、重度身体障害者又は重度知的障害者が共同して分身ロボットを操作して業務を行う場合には、それぞれの一週間当たりの所定労働時間が20時間未満であっても、その労働時間の合計を一人の労働時間とみなして雇用率を算定できることとする。	厚生労働省	障害者雇用促進法においては、障害者の職業的自立を促進するという法の趣旨から、事業主に雇用義務が課せられているのは、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっているところ、労働政策審議会障害者雇用分科会意見書(令和4年6月17日)において、「週10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者は、その障害によって特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にあると認められるため、特例的な取扱いとして、その雇用を実雇用率の算定対象に加えることが適当である。」とされており、法令改正に向け必要な対応を進めているところ。 そのため、まずはその法制化の動きを踏まえる必要があると考えており、更なる対応を行うことは困難。